

平成28年1月10日

第 448 号



URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
 電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460
 事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

明けておめでとうございます。

12月度理事会の概要 1~5

情報

- ◎「緊急メール通報」運用終了と「緊急ネット通報」運用開始
 東京消防庁 6~11
- ◎知っていますか？自転車の運転ルール
 「月刊フェスク」'15.10 12~17

事務局だより

- ・組合情報 18
- ・共済制度について 18
- ・注文は今後も FAX で 18

12月度理事会の概要

開催日時：平成27年12月17日(木) 14時00～17時00分
開催場所：文京シビックセンター 3階 B会議室
理事総数：10人
出席理事数：7人

(1) 理事長挨拶

年末12月の理事会を始めます。この後、ボウリング大会、忘年会がありますので宜しくお願い致します。

(2) 業務報告

①事務局運営・渉外

11月20日(金)

青年部研修会 ニッタン(株)大利根工場見学 13名参加

11月26日(木)

受験準備講習会 消防設備士第6類 開催 7名参加

12月4日(金)

受験準備講習会 第4類 開催 7名参加

12月15日(金)

全消販事務局長 岡田氏訪問 廣江理事長、岡野局長

10月27日(火)に行った防排煙設備実務講習会への協力を感謝の意を伝えた。合わせて関係の強化を確認した。

1月の関係団体行事予定：

平成28年1月6日(水)

東京消防庁出初め式 松原理事 出席

(一社)全国消防機器協会・新年名刺交換会

広江理事長、磯部副理事長、古木副理事長、

中島専務理事、松原理事、岡野事務局長 出席

平成28年1月7日(木)

東京都中小企業団体中央会 賀詞交歓会
岡野事務局長 出席

平成28年1月8日(金)

三役挨拶廻り
東京消防庁予防部、(一財)日本消防設備安全センター
(一社)全国消防機器協会、(一社)日本火災報知機工業会
東京都中小企業団体工業会、(一財)東京消防救急協会
本郷消防署

平成28年1月15日(金)

国土交通省 関東地方整備局 挨拶廻り
広江理事長、武藤理事、岡野事務局長

平成28年1月21日(木)

神奈川県防災消防協同組合・賀詞交歓会
当組合の賀詞交歓会と同日なのでお祝金を送ることを決定。

② 広報

機関紙「防災設備」に盛り込む内容を多くし記事の内容を充実させる。担当の武藤理事、岡野局長が相談をしてやって行く。

③ 教育

乙6と甲4の受験準備講習会を行った。どちらも参加者は7名であった。理事会で決定した講習料3,000円では組合の負担が多すぎる。講習料のアップの提案が事務局長ヨリなされた。講習料の金額等を含め、講習会のあり方を今回欠席の磯部副理事長を交えて検討する。

④ 福利厚生・企画

古木副理事長より、本日のボウリング、忘年会の参加人数が報告された。一応予算内で収まりそうとの報告があった。

⑤財務・共同購買

11月現在の共同購買の売上額は前年同期に対して約1割程下回っている。期の後半が特に良かった前年の売上額を超えることは難しく、なるべく下げ幅を少なくし経費を少なくして行く努力が必要である。

売上を向上させるため作業服などの消耗品の販売をという意見が白木理事、広江理事長から出た。古木副理事長に係わりのあるワーカーからカタログ等を取り寄せ、検討し話を進めるということで決定した。

⑥開発：特になし。

⑦研究部会：特になし。

⑧防排煙検討委員会：現在のところ活動はなし。

⑨青年部

11月20日（金）研修会を行った。参加者13名
研修先はニッタン電子㈱ 大利根工場
生産工程の見学他後に大宮で懇親会を行った。

⑩支部運営促進

平成27年12月3日（木）東京第4支部会開催
50周年祝賀会についても話し合わせ予算の面、準備期間等のことから性急に行うことはないのではとの意見があった。
資金をプールして60周年を考えても良いのではとの意見も出たことを支部担当の中島専務理事から報告があった。

⑪その他の事業について：特になし。

(3) 議案の審議

第1号議案 組合創立50周年祝賀会について

前回の理事会で28年度通常総会の際に50周年の祝賀会を行う決定がなされたが、今回、理事長から30周年記念式典祝賀会実現までの資料が提示された。それを見る限り、50周年記念の開催の仕方を再考せざるを得ないという事になり、理事長が50周年の開催を断念し60周年を目指す決定を下した。今後、研究部会で60周年を担ってゆく委員の人選資金の蓄積等々、土台づくりを行っていくことを確認した。

第2号議案 新年賀詞交歓会について

11月の理事会で賀詞交歓会での役割分担が決定し再度その確認を行った。来賓の挨拶は本郷消防署加藤予防課長、全国消防機器協会 鈴木専務理事 能美防災(株)橋爪会長にお願いする。

(4) その他

次回理事会 1月21日(木)
東京ガーデンパレス 3階 「橘」

平成27年12月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
11月20日(金)	青年部研修会	ニッタン(株)大和根工場見学
11月26日(木)	受験準備講習会	消防設備士第6類 文京シビックセンター
11月27日(金)	業務決裁・・・広江理事長	会社にて
12月 4日(木)	受験準備講習会	消防設備士第4類 文京シビックセンター
12月 9日(水)	業務決裁・・・広江理事長	会社にて
12月14日(月)	経営診断・・・小出会計	
12月15日(火)	全消販事務局訪問	広江理事長、岡野局長
12月16日(水)	公正取引委員会	消費税転嫁対策について 消費税転嫁対策調査員 志村、佐藤氏 来局
12月17日(木)	12月度理事会 ボウリング大会 忘年会	文京シビックセンター 池袋 ハイパーレーン 日本海庄や ヤマダ電機 LABI1 池袋店

緊急メール通報に関する大切なお知らせ

東京消防庁

東京消防庁では現在運用している緊急メール通報を終了し、
新たに緊急ネット通報の運用を開始します。

1 緊急メール通報の運用終了日
平成28年1月31日(日)

2 緊急ネット通報の運用開始日
平成27年12月1日(火)

※ 12月1日から翌年の1月31日までは両方のシステムをご利用いただけますが、緊急メール通報は平成28年1月31日を過ぎますとご利用できませんのでご注意ください。

3 緊急ネット通報への登録方法について

登録方法は、「緊急ネット通報利用のご案内」を参照してください。

なお、緊急メール通報に登録されている方も、ご自身の携帯電話・スマートフォン等から、緊急ネット通報に再登録する必要があります。

4 緊急ネット通報をご利用できる方

- ・東京消防庁管内(東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域)に在住、在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方
- ・GPS機能があり、ウェブ利用のできる携帯電話、スマートフォンをお持ちの方

5 緊急メール通報との変更点について

緊急メール通報では電子メールにて通報を行っていましたが、緊急ネット通報ではウェブ機能を利用し、通報内容を選択することで通報が可能となるため、緊急時に迅速に通報が行えます。



問合せ先

東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係

電話 03-3212-2111 内線 4245・4247

メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

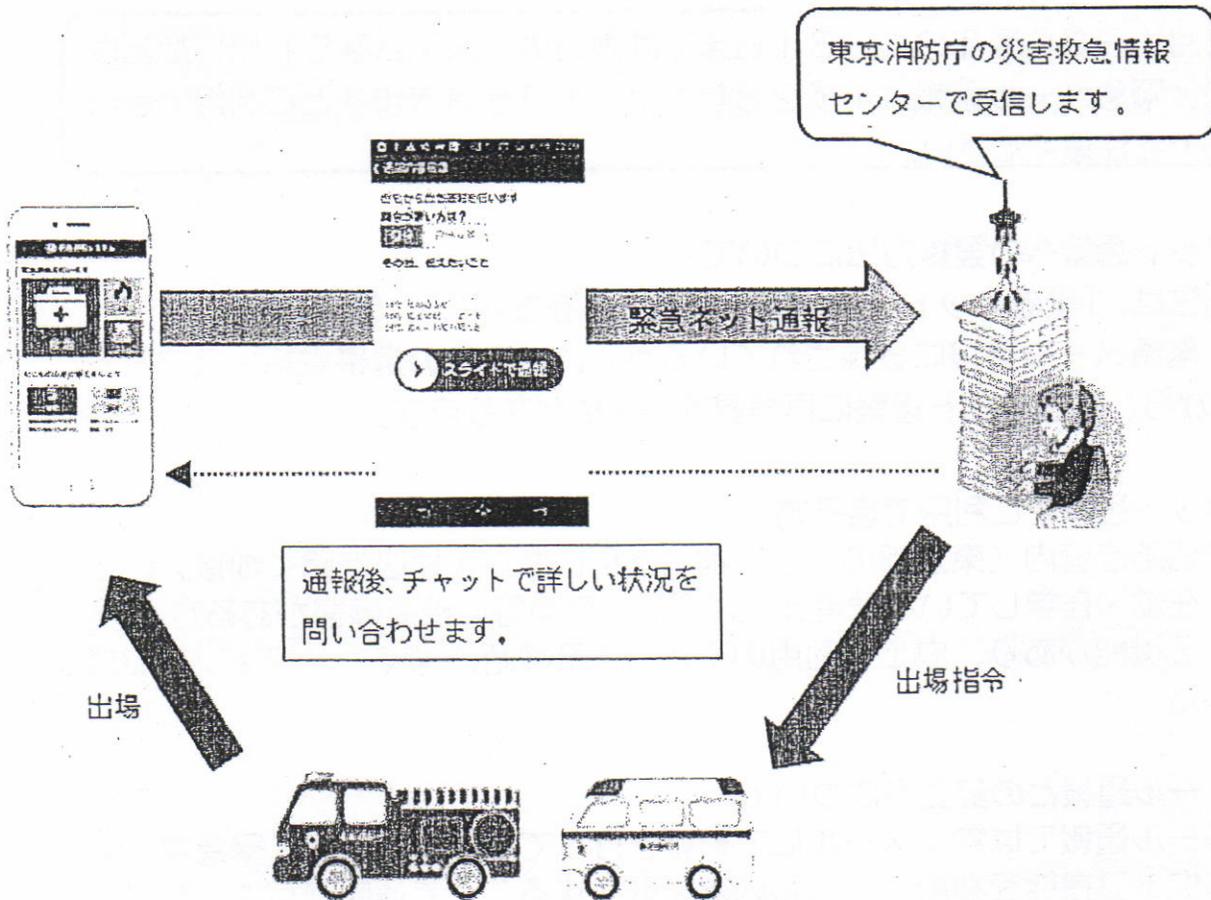
FAX 03-3213-1478

「緊急ネット通報」利用のご案内

このシステムは、音声(肉声)による119番通報が困難な聴覚障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報(火災や救急などの通報)を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

なお、近くの方に助けを求めることができるときは、通報を依頼してください。

《イメージ図》



★ 利用対象者

東京消防庁管内(東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域)に在住、又は在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方が対象となります。

★ 必要な機器

インターネット及び電子メールの機能を使うことができる携帯電話やスマートフォン

★ 利用上の注意事項

- ・登録や通報に係る通信料は、利用者の負担となります。
- ・登録の前に、迷惑メール防止のためパソコンからのメールを受信拒否されている場合は、「entry03.web119.info」のドメインの受信許可設定を必ず行ってください。
- ・GPS機能をONに設定してください。

★ 新規登録方法

このホームページ上から登録は出来ません。緊急通報時に使用するインターネット及び電子メールの機能を使うことができる携帯電話やスマートフォンから、以下の手順で入力してください。

登録用メールアドレス: entry_13000@entry03.web119.info



QRコード

- ① 上記のQRコードを読み取り後、表示されたメールアドレス(直接入力する場合は上記の登録用メールアドレス)に空メールを送信し、返信されたメールに記載された《メールアドレス認証用URL》から、メールアドレス認証を行い、送信します。
- ② 返信されたメールに記載された《申請手続き用URL》から利用許諾画面を表示し確認後

に、「同意する」を選択します。申請情報の入力画面内で、必要情報を入力し、「次へ」を選択します。備考欄には、必ず障害内容を入力してください。

【 入力例：聴覚障害、難聴、言語機能障害 等 】

③ 画面上から自宅の住所地点を選択し、「次へ」を選択します。申請内容を確認後、「申請する」を選択します。

④ 東京消防庁で内容を確認後に、メールが返信されます。(申請内容の確認には、概ね7日程度かかります。)返信されたメールに記載された《通報用URL》を選択後、機種別の手順に従い、「お気に入り」、「ホーム画面」への登録を行います。

※《通報用URL》は個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。また、登録時に使用した機種以外では使用しないでください。

⑤ ホーム画面に表示されたアイコン、又はお気に入りリストから選択することで、通報画面が起動します。

⑥ 通報画面から「設定」を選択し、緊急連絡先や、よく行く場所等の追加情報を登録します。



以上で登録は完了です

通報画面の「練習」から自動応答機能による通報の練習ができます。いざという時に備え、練習通報により操作の方法を定期的に確認してください。

★ 緊急時の通報方法

① ホーム画面に表示されたアイコン、又はお気に入りリストから《通報用URL》選択することで、通報画面が起動します。電波が届き難い所等では利用できませんのでご注意ください。

② 通報画面から、通報種別を選択します。

③ 自宅からの通報か、現在地(自宅以外)からの通報かを選択します。

現在地を選択した場合は、地図上から現在地を指定してください。通報した位置が特定されないと消防隊が出場できず、適切な対応を受けることができません。通報端末のGPS等による測位機能からは正しい位置情報が得られない場合がありますので、その場合は、通報した位置を修正

する操作を必ず行ってください。

④ 補足事項がある場合は入力し、通報します。

⑤ 東京消防庁が応答すると、チャット画面に切り替わります。東京消防庁から状況等の問い合わせがありますので、返答してください。会話が終了した後も、消防車又は救急車の隊員が到着するまでは通報端末の電源を切らないでください。

★ 登録内容の変更等

・基本情報に変更がある場合、又は携帯電話の機種を変更した場合は東京消防庁防災安全課防災福祉係まで電子メールで連絡してください。連絡先は最下段に記載してあります。

・緊急連絡先や、よく行く場所等の追加情報は、通報画面から「設定」を選択し、変更してください。

・緊急ネット通報のご利用を中止したい場合は、通報画面から「設定」を選択し、「登録抹消」を選択してください。

★ 登録情報の管理等

① 個人情報の利用について 保管している個人情報につきましては、緊急ネット通報に伴う業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

② 緊急連絡先の連絡について 緊急時に東京消防庁が必要と判断した場合には、登録されている緊急連絡先電話番号の相手先に連絡することがあります。

③ 明らかにいたずらと解される通報等を受信した場合などは、利用登録を抹消し、以後の登録を拒否することがあります。

④ 緊急ネット通報のご利用の意思を確認するために、定期的に登録者の方にメールを送信します。メールの受信確認が取れないなど、ご利用の意思が確認できない場合には、東京消防庁に

において利用登録を抹消することがあります。

問合せ先

東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係

電話 03-3212-2111 内線 4245 4247

FAX 03-3213-1478

メールアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

(本アドレスから登録は出来ません。回答は平日日中となります。)

知っていますか？ 自転車の運転ルール 自転車の危険行為で講習が義務に



NHK 解説委員
寒川由美子
平成4年NHK入局。社会部記者デスクとして国税庁や警視庁、警察庁などを取材。平成26年より解説委員。薬物問題、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪、サイバー攻撃、テロ対策、交通事故対策など、主に事件・事故、犯罪をテーマに解説。また女性の視点からストーカー対策、セクハラ・マタニティハラスメントなどについても担当。

改正道路交通法が今年6月に施行され、自転車で信号無視などの危険行為を繰り返した人に安全講習を義務づける制度が始まったことを、ご存じの方も多いと思います。身近で便利な自転車、でもその運転ルールについては、意外と誤解も多いようです。新しい制度の仕組みや、自転車運転のルールを改めて確認し、事故をなくすにはどんなことが必要か、考えたいと思います。

自転車の「危険行為」

新たな制度では、悪質な「危険行為」を3年以内に2回繰り返した人に、安全講習の受講が義務づけられます。講習は3時間で受講料は5,700円程度、14歳以上であれば子どもも対象で、受講しないと5万円以下の罰金が科されます。

その「危険行為」には、事故の危険性が高い14の行為が定められています(図1)。

例えば、

- 信号無視、●遮断機が下りている踏切への進入、●一時停止違反、
- 歩行者の通行妨害、●ブレーキのない自転車の運転、●酒酔い運転。

さらに、

- 通行禁止の道路を通行(ただし、歩行者・自転車通行可の標識がある道路を除く)、●通行区分違反(車道を右側通行)、●交差点での右折で車の進行を妨害、●交差点で右から走ってくる車など、進行が優先されている車を妨害。

この辺になると、車の運転免許を持っていない子どもやお年寄りに、果たして理解できるだろうかと心配になります。

そして、●安全運転義務違反、これは、安全な運転ができない状態で運転して、事故を起こした場合です。具体的には「携帯やスマートフォンを操作しながら」、「イヤホンで音楽を聴きながら」、「傘をさして」の運転などで、事故を起こした場合です。

これらの危険行為は、もともと禁止されていて、ルールが変わったわけではありません。例



例えば、信号無視や一時停止違反は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、酒酔い運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金。いずれも車と同じ罰則があります。

また、スマートフォン操作やイヤホンで音楽を聴きながらの運転、傘さし運転など安全講習の対象となる「危険行為」になるのは事故を

起こした場合ですが、事故を起こさなくても、5万円以下の罰金が科されることがある違反行為です。

ただ、違反した場合、直ちに罰則が科されるというわけではありません。

まずは、警察から指導や警告を受けますが、従わないなど悪質な場合には、検挙される、つ

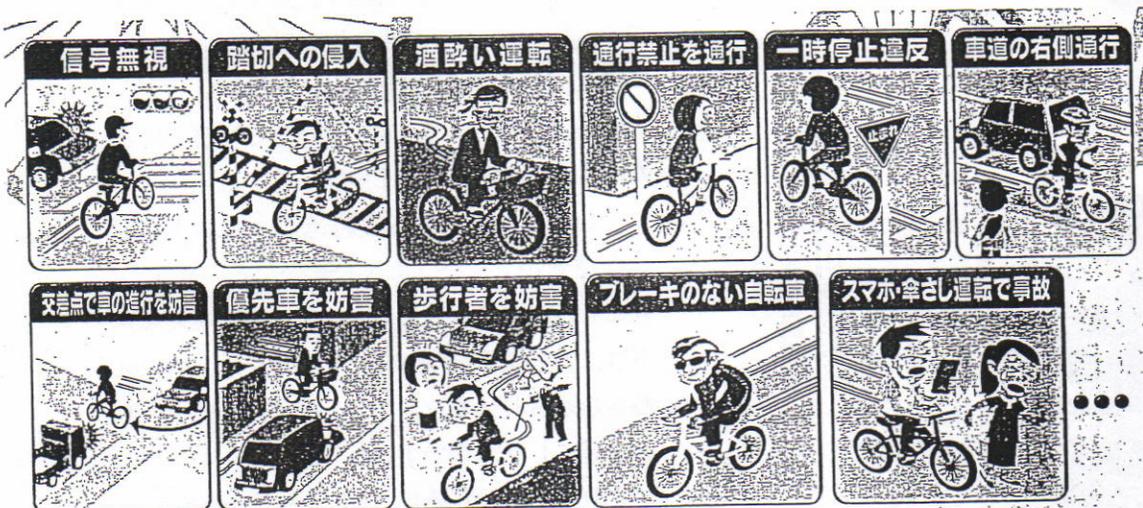


図1 危険行為の例

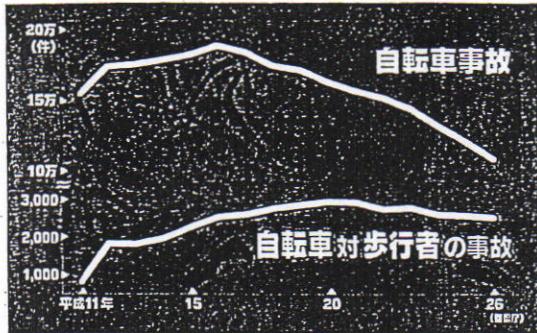


図2 自転車事故数の推移



図3 自転車の検挙数

まり交通切符を切られます。

検挙された人は検察庁に呼び出されて調べを受け、違反を繰り返すおそれがないと判断されれば不起訴になりますが、悪質だと判断されれば、簡易裁判所から罰金の略式命令を受けます。罰金が科されるということは、前科がつくということです。

新たな制度では、この罰則に加えて、検挙が2回重なると、講習が義務づけられることになったわけです。

ちなみに、危険行為での検挙、6月には549件で、2回重なったケースはありませんでした。

では、なぜ制度が導入されることになったのでしょうか。

1つは、交通事故全体が減っている中で、「自転車」対「歩行者」の事故がなかなか減らないこと、そして2つめは、自転車事故の多くはルール違反が原因だからです。

自転車事故の件数を見ても、事故全体の数は平成16年におよそ18万8,000件だったのが、去年は10万9,000件と、半数近くまで大きく減っています。

しかし、「自転車」対「歩行者」の事故は、平成16年と去年(平成26年)は、ともに2,500件ほどで、ほぼ横ばい。15年前の平成11年のおよそ800件と比べると、実に3倍に増えています(図2)。

背景として、高齢化が進む中で、自転車をよけきれないとか、接触すると転倒してしまうお年寄りが増えていることを指摘する専門家もいます。

自転車の「違法行為」

一方、自転車の違法行為での検挙件数は、警察が統計をとり始めた平成18年の585件から増え続け、去年は8,070件となっています(図3)。

今年に入って6月までの半年間では5,285件と、去年の同じ時期より40%以上増えています。そして、自転車の死傷事故の6割以上で、法令違反がありました。

警察は、違反を繰り返す人に安全講習でルールをしっかりと理解してもらい、事故を減らすのが新たな制度の狙いであり、取り締まりを厳しくするようなことはない、としています。

しかし、例えば大阪では、自転車を対象にした飲酒運転の検問を始めましたし、愛知県警は、自転車の酒酔い運転でも場合によっては車の運転免許を停止する措置をとることを決めています。警察が、違法行為に目を光らせてきているのは確かなようです。

さて、今回の制度導入について、街の皆さんに話を聞いてみたところ、大きく報道されたこともあって、かなりの方が「違反行為2回で安全講習義務づけ」となったことを知っていました。一方で、「6月からルールが厳しくなった」「罰則が重くなった」といった誤解も多く聞かれました。

また、戸惑いが多かったのが「自転車は原則、車道を左側通行」というルールです。知っているものの、交通量の多い車道を走るのが怖いという自転車の方、一方で、歩行者の方からは、スピードを出して歩道を走る自転車にひやりとさせられた、といった声があがっていました。

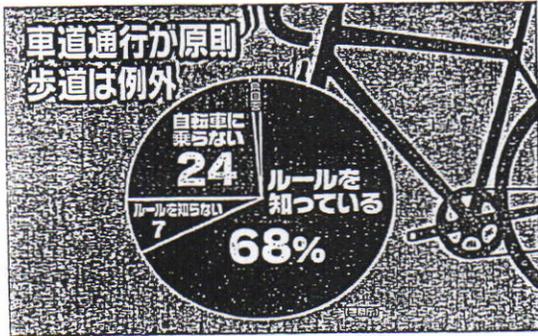


図4 車道通行ルールの認知度

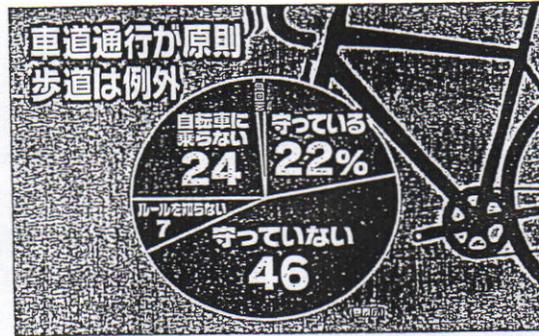


図5 車道通行ルールを守っているか

自転車走行のルール

警察が、運転免許試験場にきた人を対象に行った調査では、「自転車は車道通行が原則で歩道は例外」というルールを知っていると答えた人は68%。しかし、ルールを守っているかという質問に対しては、ルールを知っている人の3分の2が「守っていない」と答えました(図4・図5)。

こうした結果を招く要因の一つに、長年にわたる交通政策の影響があるとみられます。

戦後の経済成長とともに、交通戦争と言われるほど死亡事故が多くなり、ピークの昭和45年には1万6,765人に達しました。車社会の急速な進展に対して、信号機や標識を含む道路整備が十分でなかったこと、車の安全性を確保する技術が発達していなかったことなどが要因とされています。

こうした状況を受けて、昭和45年に道路交通法が改正され、自転車が歩道を走ることが認められました。

その後、幹線道路を中心に道路の安全環境の整備が進み、車の安全性も向上したため、死亡事故は減り、平成21年には昭和27年(死者数4,696人)以来、57年ぶりに5,000人を下回りました。去年は4,113人と、交通事故死者は14年連続で減少しています。

一方で、先ほども述べましたように、自転車と歩行者の事故が増えました。

そこで、平成19年の道路交通法改正で、自転車で歩道を走ることが出来る条件が3つに絞られたのです。

- 1つは自転車の走行が可能な標識がある場合、
- 2つめは13歳未満の子どもや70歳以上のお年寄り、体の不自由な人が通行する場合、
- 3つめが「交通状況から見てやむを得ない場合」です。

この3つめのケースには、例えば道路工事や連続して駐車している車があって車道を通れない、車の通行量が多くて危険といった場合が当てはまります。

しかし、どの程度の交通量だと危険だといえるのか。車の通行台数など何か基準があるわけではありません。結局、常識的に考えて、ケースバイケースで判断するしかなく、判断に迷う場合もありそうです。街の皆さんの戸惑いもそこにありました。

ただ、普通に歩道を走っただけで、直ちに検挙されるということはありません。

歩道を走る場合には、歩行者を優先し、すぐに止まれるスピードでゆっくり走る。歩行者が多い場合には、自転車を降りて押して歩く。自転車で歩道を走る場合には「本来、歩行者のものである歩道を利用させてもらっている」そういった意識を持つことが大事ではないでしょうか。

もう1つ、ルールにまつわる話を続けます。インターネット上などで議論を呼んだのが「片耳イヤホンは違反なのかどうか」という点です。スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながら、傘をさしながらの運転は、前をよく見ないなど、安全に運転できる状態ではない運転、ということで、違反に

街の皆さんに話を聞くと、かなりの方が「違反行為2回で安全講習義務づけ」となったことを知っていました。

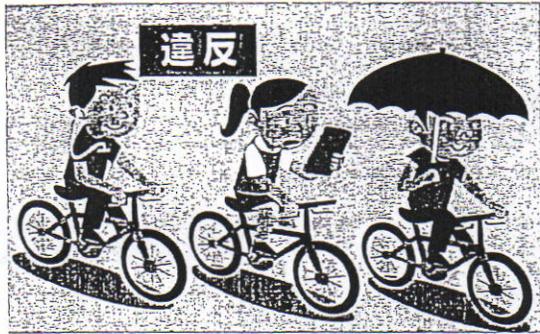


図6 安全義務違反の例

なります(図6)。

ですから、片耳か両耳かが問題ではなくて、周囲の音がきちんと聞こえているか、安全に運転できるかどうかが問題です。

実際に、悲惨な事故も起きています。今年6月には千葉市で、男子大学生がイヤホンで音楽を聴きながら自転車を運転し、女性をはねて死亡させる事故がありました。こうした事故が起きてしまえば、取り返しがつきません。

大人はもちろん、運転免許を持たない子どもにも、事故の怖さやルールを守ることの大切さを理解してもらうことが大切です。

しかし、実際、自転車事故での死傷者は高齢者とともに若者が多くなっています。年代別の自転車事故の死傷者では、60歳以上が23.7%なのに対して、19歳以下の未成年者は31.5%にのぼっています(図7)。

高額な損害賠償と保険の加入

自転車通学などの際に起きるこうした事故、子どもが被害者になるだけでなく、加害者と

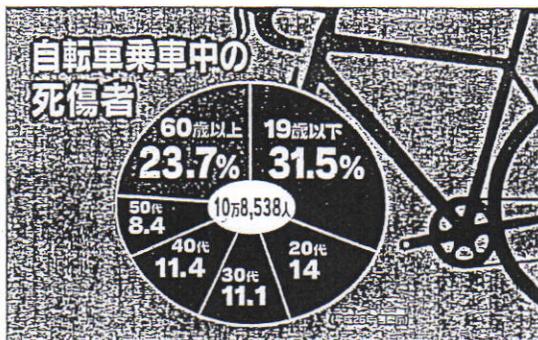


図7 自転車事故での死傷者

なってしまうケースも多く、莫大な損害賠償を求められるケースも増えています。

例えば一昨年、兵庫県で、11歳の男の子が自転車で60代の女性と衝突し、女性の意識が戻らない状態となった事故では、保護者に9,500万円の損害賠償を命じる判決が言い渡されました。

また、都内で男子高校生が自転車どうして衝突して相手の男性に重大な障害が残った事故でも9,200万円の損害賠償が言い渡されています(図8)。

相手に取り返しのつかない被害を与え、加害者にとっても一生が左右される事態となってしまうのです。

兵庫県では、全国で初めて、自転車での保険加入を義務づける条例を今年4月に制定し、10月に施行される予定です。

車と違って自転車での保険に入っている人が少ない現状では、事故が起これば被害者の救済が進まないからです。

そのために、年間1,000円で交通安全協会の会員になれば、家族も含めて最大5,000万円の損害賠償まで保険でまかなえる制度を用意したということです。

ただ、お金の問題ではなく、やはり事故を起こさないことが大事です。

それにはやはり、交通ルールを守ることが前提となってきますが、では、運転免許を持たない子どもに交通ルールを身につけてもらうにはどうすればいいのでしょうか？

まずは家庭で教えることが大事ですが、細か

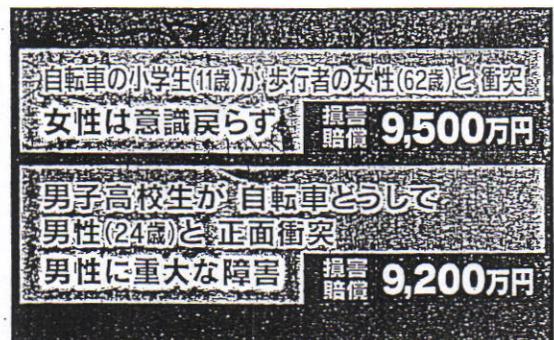


図8 高額な損害賠償の例

いルールというより「歩行者を優先して無茶な運転はしない」という大原則を理解してもらうことが重要です。

自転車運転免許証

いま、自治体や学校では自転車の運転ルールを含めた交通安全教室が開かれています。中には、埼玉県のように、子どもに「自転車運転免許証」を交付している自治体もあります。

小学4年生を対象に、全ての学校で自転車の安全教室を開き、試験を行ったうえで、交付しているのです。

自転車運転免許証を持っていると、自転車の修理が割引になるといった特典も用意されています。

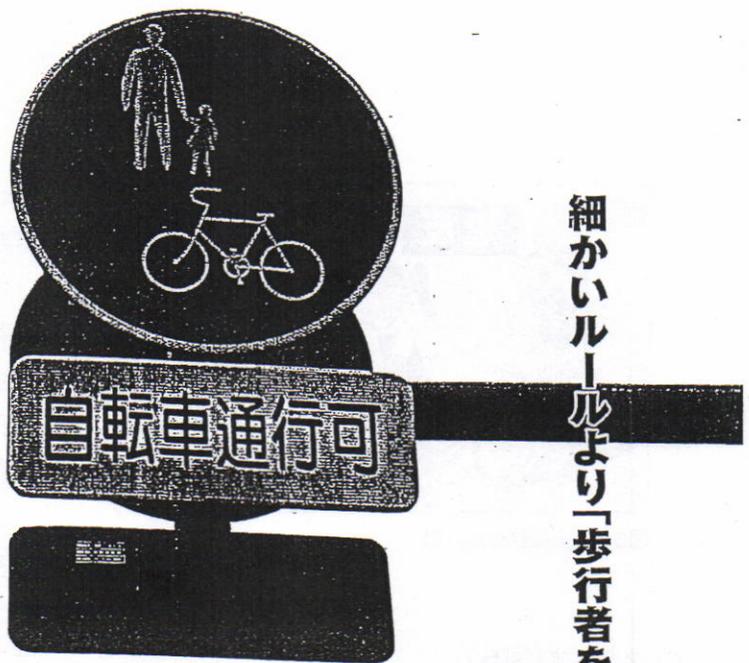
他の自治体でも、例えば愛媛県松山市では自転車運転免許を示せば市営プールが無料になる取り組みを行っています(図9)。

ただ、子どもやお年寄り向けに安全教室を開く自治体は多い一方で、子どもの保護者世代、つまり大人向けの自転車講習というのは、あまり目にしません。

ですから、例えば車の運転免許更新の際に、自転車のルールについても周知するといった取り組みが警察などには求められると思います。そして、そもそも安全に通行できる環境をもっと整えてほしい、と感じる方も多いと思います。

望まれる道路環境整備

ヨーロッパでは、城壁に囲まれた都市としての成り立ちから、城壁の内側は車の通行がで



自転車通行可の標識

きない狭い路地、外側は都市を結ぶ高速道路網、と明確に分かれているところが多く、自転車専用道路の整備も進んでいます。

翻って日本では、財政的な問題もあり、ここ数年、自転車専用道路はほとんど作られていません。

いま進められているのは、車道の一部を色分けして自転車専用通行帯にするとか、車道の端に自転車のマークを描いて車に注意を促すといった対策です。

また、歩行者や自転車が多い住宅街を、「ゾーン30」という区画に指定して、車のスピードを30キロ以下に規制する対策もとられています。

人と自転車、車が棲み分けできる、安全に利用できる道路環境作りができれば、子どもも大人も安心して自転車を利用できます。国や自治体は、財政負担とのバランスをとりながら、安全な道路環境整備を進めてほしいと思います。

そして、私たちにできる一番大事なこと、それは、自転車も歩行者も車も、それぞれがお互いに譲り合い、思いやりを持って道路を利用することです。

今回の新たな制度をきっかけに、身近な自転車の運転ルールについて、改めて学んだり家族と話してみたりするのもよいのではないのでしょうか。

細かいルールよりも「歩行者を優先して無茶な運転はしない」という大原則を理解してもらったことが重要です。

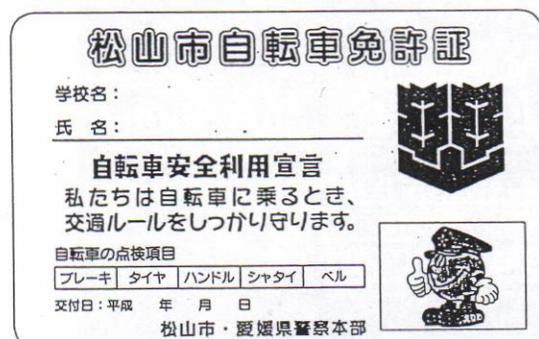


図9 自転車(運転)免許証(提供:松山市)

事務局だより

◎組合情報

●12月17日 楽しみにしていた懇親年末ボウリング大会の結果報告。

優勝 ユーザーメンテナンス(株) 日野清作 様

準優勝 日邦防災(株) 荻 邦宏 様

3位 (株)ワイズエンジニアリング 河田 豊 様

各位、おめでとうございます。

●組合員 (株)サンシン 代表取締役 石毛信孝

本社移転(新住所) 〒114-0001

東京都北区東十条5-4-12 サンシンビル

尚、電話番号、FAX番号の変更はありません。

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物(完成工事)賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社(代理店・株式会社サンリビング)と提携しています。

◎ご注文は今後もFAXでお願いします。

組合員の皆様には、いつもFAXでご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後ともFAXでお願いいたします。